

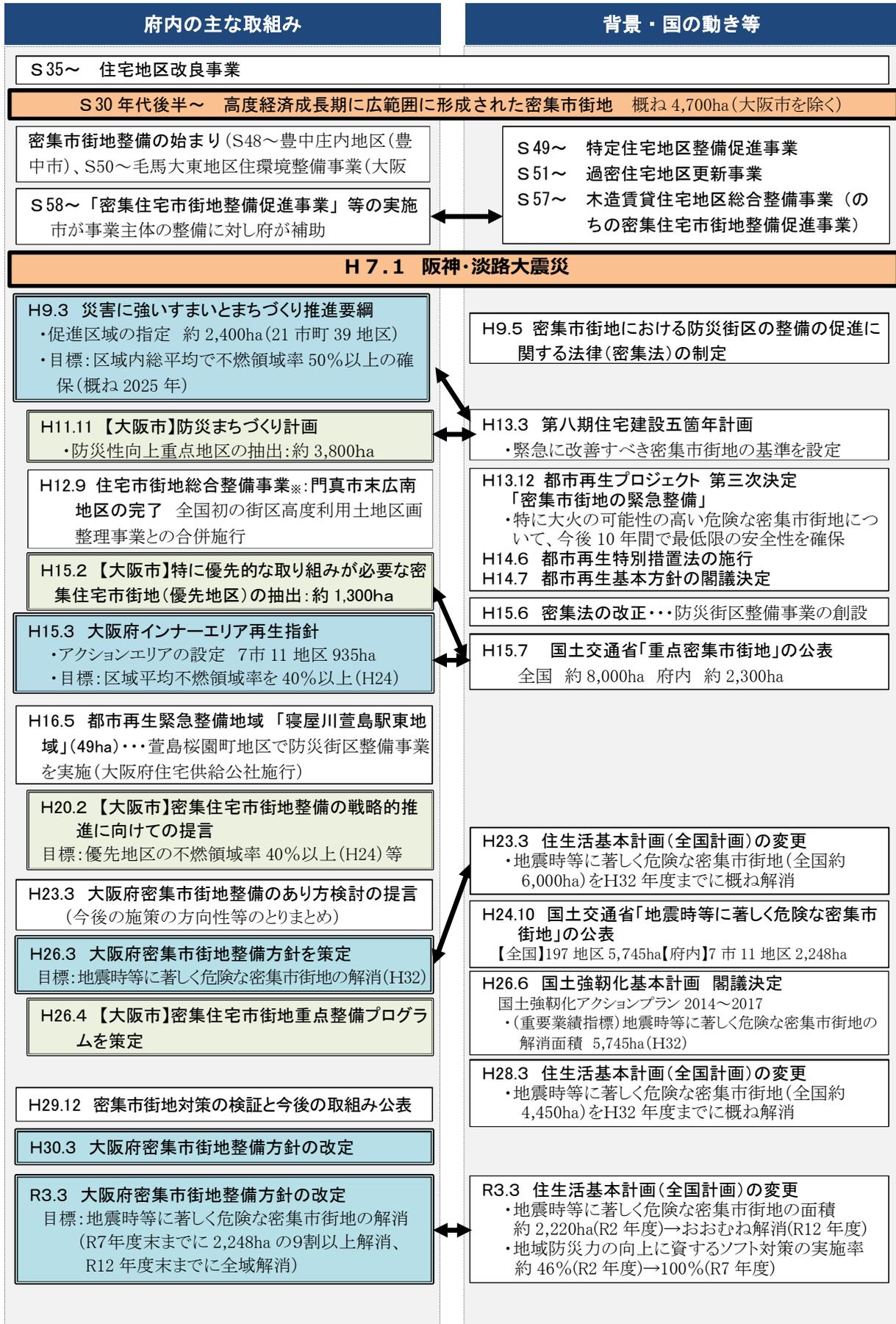
[参考資料]

- 1 今後の密集市街地対策の枠組み
- 2 密集市街地整備に関する主な取り組み経過
- 3 取り組みの基本となる地区及び重点的に改善を図るべき地区について
- 4 密集市街地の整備目標に関する指標について
- 5 GISにより想定平均焼失率を算出する場合の評価範囲の設定手順
- 6 住生活基本計画（全国計画）について《密集市街地関連部分の概要》
- 7 国土交通省「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表
- 8 災害に強いすまいとまちづくり促進区域及び防災性向上重点地区の一覧表及び位置図

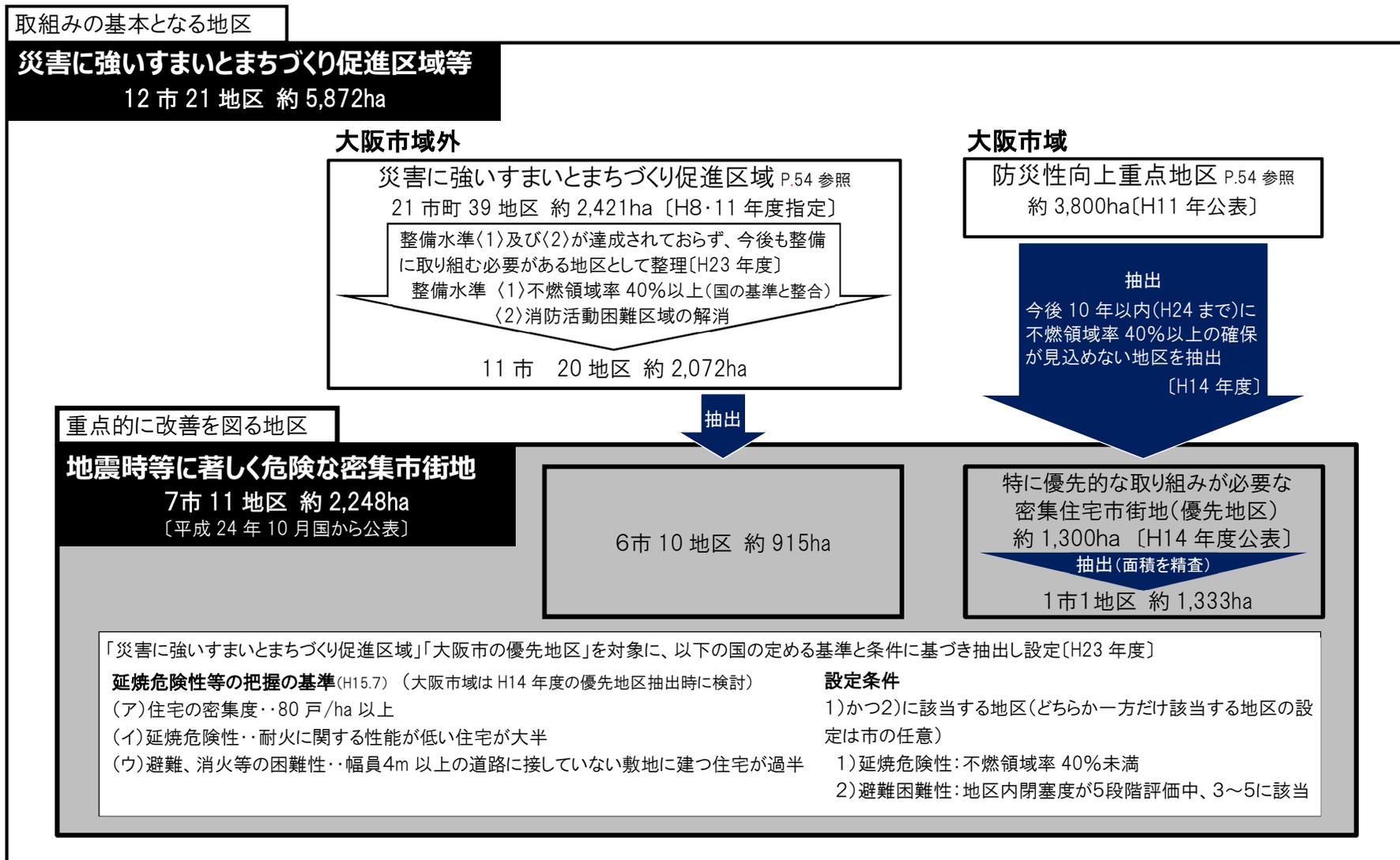
1 今後の密集市街地対策の枠組み

<p>まちづくりの 基本目標 と展開の方向性</p>	<p style="text-align: center;">大阪の成長を支えるまちづくり</p> <p style="text-align: center;">災害に強いまちづくり 好循環 活力と魅力あふれるまちづくり</p>		
<p>解消目標</p>	<p style="text-align: center;">2025(R7)年度末までに、2,248ha の 9 割以上を解消、2030(R12)年度末までに全域を解消</p>		
<p>主なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確実な解消のため、GIS を用いて延焼危険性を効果的に低減できる箇所を特定、積極的な事業手法により強力に推進 ○ 切迫する大規模地震に備え、地域特性に応じた防災活動が円滑に実施されるよう地域への支援を強化 ○ 危険密集の解消後も見据え、民間主体による安全・安心で、魅力あるまちづくりが自律的・持続的に進む環境整備を推進 		
<p>取組みの 3 本柱</p>	<p>(1) まちの防災性の向上</p> <p>1) 建物の不燃化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物の除却・建替え等の促進 ・防火規制の強化 <p>2) 燃え広がらないまちの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延焼遮断帯の整備 ・延焼危険性を低減する地区内道路等の重点整備（壁面線の指定など都市計画手法の活用等） ・延焼経路となる老朽建築物の重点除却 <p>3) 避難しやすいまちの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路等の整備、沿道建築物・ブロック塀の耐震化 ・公園、防災空地等の整備推進 	<p>(2) 地域防災力のさらなる向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの危険性の一層の見える化(GIS 活用) ・地域特性に応じた防災活動への支援の強化 <p>ハード面による最低限の安全性確保にとどまらない、より一層の安全性確保のため、1)～③の観点から地域防災力を一層向上させるため、地域への支援を強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 家庭単位で設備等を備える 2) 地域単位での防災機能の充実 3) 地域防災力の実効性を高める <ul style="list-style-type: none"> ・消防、大学、民間等と連携した防災啓発 	<p>(3) 魅力あるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像の検討・提示 ・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進（面整備・広幅員道路整備等の推進、壁面線の指定等） ・民間主体による建替えが進む環境の整備（狭小・接道不良敷地の解消、空家・空地の活用、小規模面整備、地籍調査等の推進、建築・不動産・金融等の専門家の連携体制の構築等） ・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出（防災空地、地域活動スペース、潤いある空間等）
<p>確実な目標達成 に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「整備アクションプログラム」の策定と適切な進捗管理 ○密集市街地対策に係る関係者の役割と取組み <p>市：密集市街地対策の主体として、整備アクションプログラムを策定し、道路・公園等の整備事業や規制誘導・助成等により地域住民等の取組みを促進</p> <p>大阪府：広域的観点から密集対策の方針を提示、市への技術的・人的・財政的な支援、広域事業の実施、各主体のコーディネート等により取組みを推進</p> <p>都整センター：府と一体となって密集市街地対策を推進するため、民間や市と協力・連携し、柔軟で多様な施策を展開</p>		

2 密集市街地整備に関する主な取り組み経過

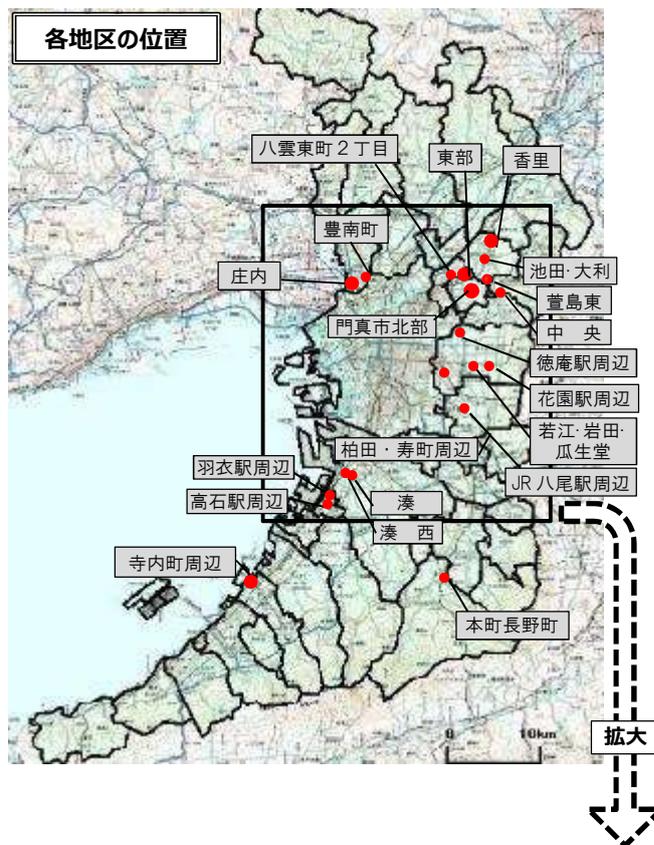


3 取組みの基本となる地区及び重点的に改善を図るべき地区について



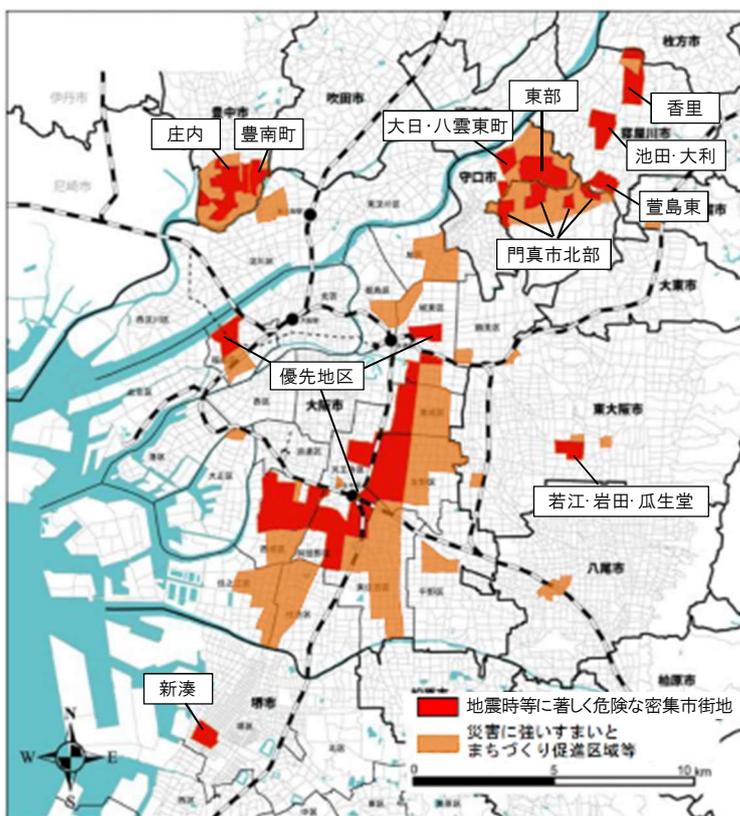
◆災害に強いすまいとまちづくり促進区域等 (平成 24 年時)

所在市	地区名	地区面積 (概数)
大阪市	防災性向上重点地区	3,800ha
堺市	湊	18ha
	湊西	35ha
豊中市	庄内	425ha
	豊南町	80ha
守口市	東部	397ha
	八雲東町2丁目	17ha
門真市	門真市北部	461ha
寝屋川市	萱島東	49ha
	池田・大利	66ha
	香里	133ha
四條畷市	中央	23ha
東大阪市	徳庵駅周辺	16ha
	若江・岩田・瓜生堂	59ha
	花園駅周辺	9ha
	柏田・寿町周辺	22ha
八尾市	JR八尾駅周辺	52ha
河内長野市	本町長野町	5ha
高石市	高石駅周辺	46ha
	羽衣駅周辺	53ha
貝塚市	寺内町周辺	106ha
12市	21地区	5,872ha



◆地震時等に著しく危険な密集市街地 (平成 24 年 10 月公表)

所在市	地区名	地区面積 (概数)
大阪市	優先地区	1,333ha
堺市	新湊	54ha
	豊中市	庄内
	豊南町	57ha
守口市	東部	150ha
	大日・八雲東町	63ha
門真市	門真市北部	137ha
寝屋川市	萱島東	49ha
	池田・大利	66ha
	香里	101ha
東大阪市	若江・岩田・瓜生堂	49ha
7市	11地区	2,248ha



4 密集市街地の整備目標に関する指標について

(1) 延焼危険性に関する評価指標：想定平均焼失率

想定平均焼失率は、市街地大火の危険性を判定するための市街地の「燃え広がりやすさ」を表す指標で、評価範囲内の1棟で出火があった場合、延焼がどの程度広がるかを評価する期待値を示します。その算出方法には、1) GISを用いて算出する方法、2) 不燃領域率から算出する方法、3) 延焼抵抗率から算出する方法があります。

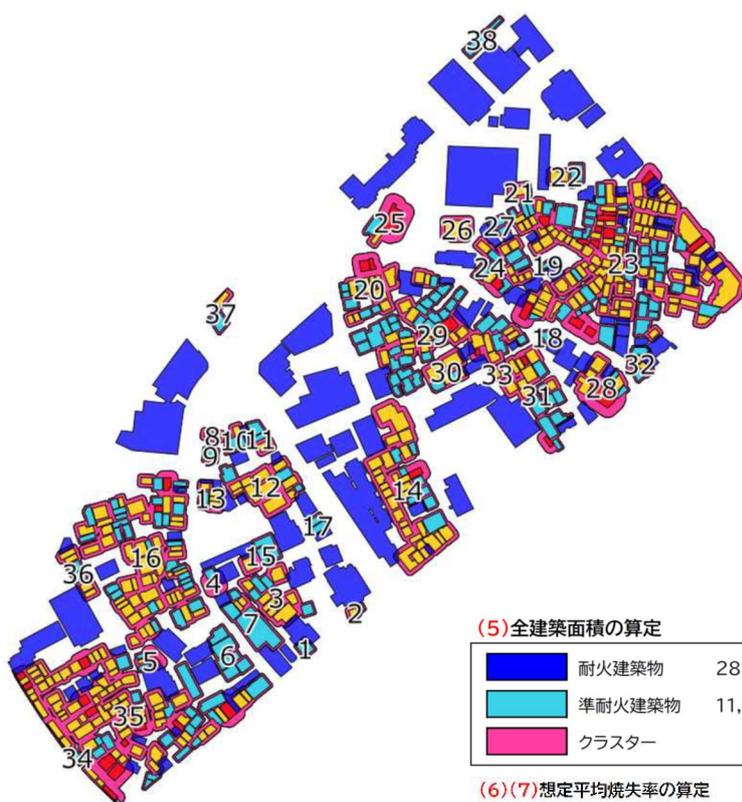
想定平均焼失率の整備水準が20~25%未満とされていることを踏まえ、府では、これまでの不燃領域率の整備水準と整合を図る観点から、想定平均焼失率の整備水準を23%未満としています。

1) GISを用いて算出する方法

以下の手順により算定します。

【延焼クラスター作成・想定平均焼失率を求めるための手順】

- (1) 建物構造ごとに延焼限界距離を算定しバッファを発生させ、クラスターを描く
- (2) クラスターごとに建物数と建築面積の合計をそれぞれ算定する
- (3) クラスターごとに(2)で求めた建物数と建築面積を乗じた値を算定する
- (4) (2)のクラスターごとの建物数と、(3)のクラスターごとの値を合計する
- (5) 評価対象地区内の全ての建物(耐火建築物を含む)の建築面積の合計を算定する
- (6) (4)の建築面積の合計を、建物数の合計で除して、平均焼失建築面積を算定
- (7) (6)の平均焼失建築面積を、(5)の全建築物の建築面積合計で除して、想定平均焼失率を算定



(1) 延焼限界距離の算出式(単位: m, a=建物1辺長)

裸木造:	$D = 12 \cdot \left(\frac{a}{10}\right)^{0.442} = 4.34 \cdot a^{0.442}$
防火造:	$D = 6 \cdot \left(\frac{a}{10}\right)^{0.322} = 2.86 \cdot a^{0.322}$
準耐火造:	$D = 3 \cdot \left(\frac{a}{10}\right)^{0.181} = 1.98 \cdot a^{0.181}$
耐火造:	バッファを発生させない

(2)~(4) クラスターごとの算定

No.	A	B	C=A×B
1	1	90	90
2	2	54	109
3	13	682	8,868
⋮	⋮	⋮	⋮
36	7	293	2,054
37	2	151	301
38	2	162	324
合計	(4)ΣA 577		(4)ΣC 1,994,440

(2) A: 建物数, B: 建築面積計
(3) C: 焼失建築面積

(5) 全建築面積の算定

耐火建築物	28,588 m ²	防火造	15,122 m ²
準耐火建築物	11,322 m ²	木造	2,017 m ²
クラスター		全建築面積 [D]	57,049 m ² (5)

(6)(7) 想定平均焼失率の算定

(6) 平均焼失建築面積[E] = $\frac{[C]の合計}{[A]の合計} = \frac{1,994,440}{577} = 3,457$

(7) 想定平均焼失率 = $\frac{平均焼失建築面積}{全建築面積} \times 100 = \frac{[E]}{[D]} \times 100 = \frac{3,457}{57,049} \times 100 = 6.1\%$

2) 不燃領域率から算出する方法

不燃領域率は、市街地大火の危険性を判定するための市街地の「燃え広がりにくさ」を表す指標で、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算定します。

不燃領域率が40%以上で、市街地の焼失率は急激に低下し20~25%程度となり、不燃領域率が70%を超えると焼失率はほぼ0になります。

◆不燃領域率の算定方法*

$$\text{不燃領域率 } F = k + \left(1 - \frac{k}{100}\right) \times r (\%) = \text{空地率} + (1 - \text{空地率}) \times \text{耐火率}$$

$$\text{空地率 } k = \frac{Ms + Ls}{T} \times 100 (\%) \quad \text{耐火率 } r = \frac{Rs}{As} \times 100 (\%)$$

Ms: 面積が100平方メートル以上の水面・公園・運動場・学校・一団地の施設等の面積 (平方メートル)

Ls: 幅員6m以上の道路面積 (平方メートル)

Rs: 耐火建築物の建築面積 + 準耐火建築物の建築面積×0.8 (平方メートル)

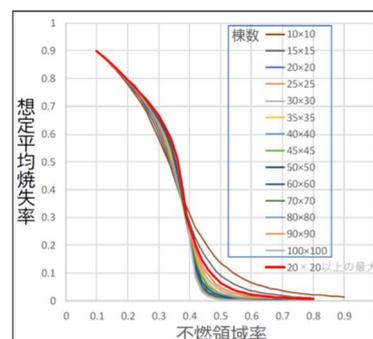
As: 全建物の建築面積 (平方メートル)

T: 地区のブロック面積 (平方メートル)

* これまで事業主体によって、評価対象とする空地面積 Ms 及び不燃建物 Rs にばらつきがあったため、令和3年度以降は全国的に上記の下線のとおり統一されています。

◆不燃領域率から想定平均焼失率への換算方法

不燃領域率から想定平均焼失率への換算にあたっては、20×20 棟から 100×100 棟までの両指標の関係を算出し、一番大きい不燃領域率の値で描かれる包路線(グラフの赤い線)を用いて作成した換算表を用いる。



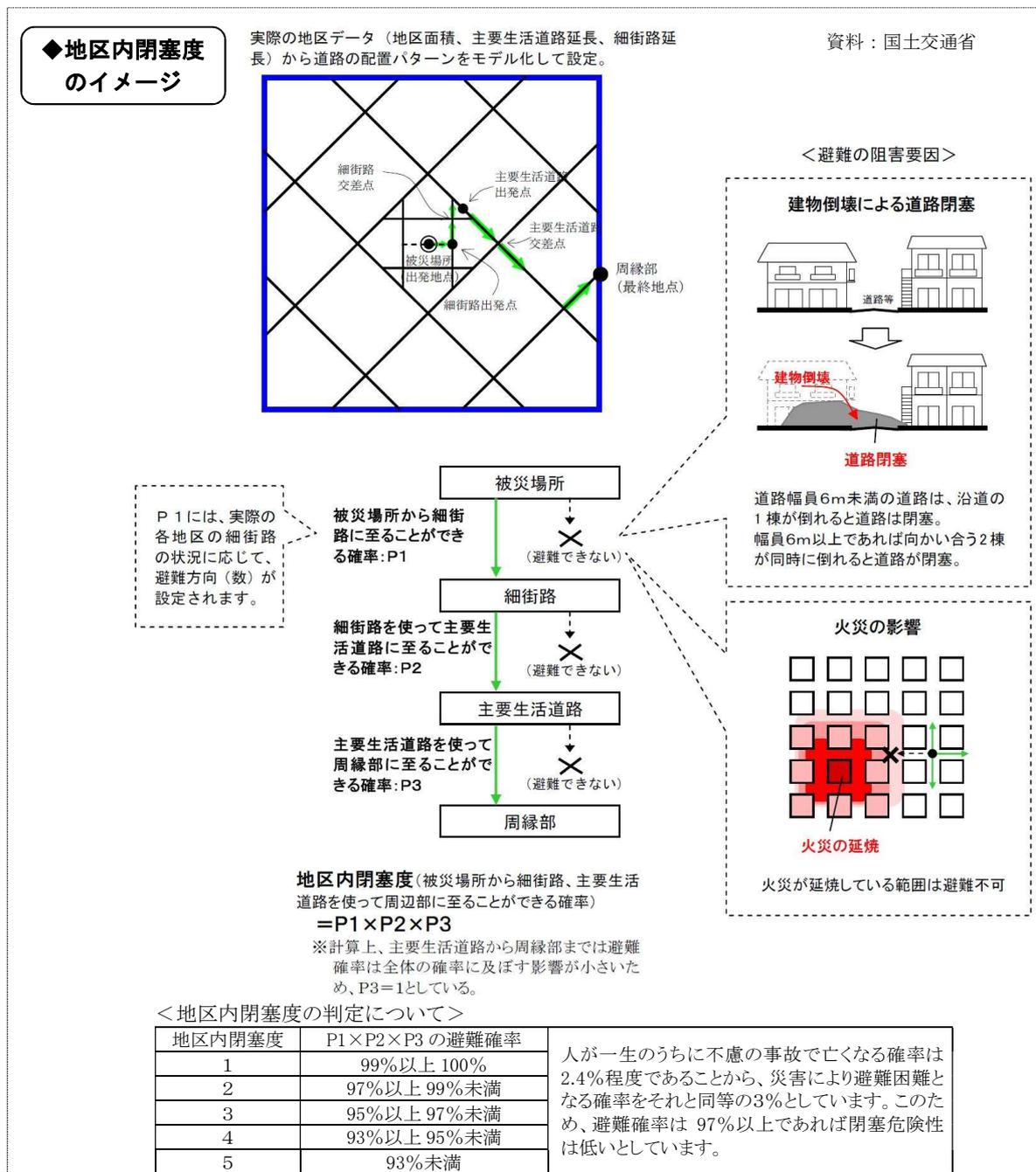
不燃領域率	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%	34%
想定平均焼失率	約 78%	約 76%	約 74%	約 71%	約 68%	約 65%	約 61%	
不燃領域率	34%	36%	38%	40%	42%	44%	46%	48%
想定平均焼失率	約 55%	約 45%	約 31%	約 23%	約 17%	約 13%	約 10%	約 8%
不燃領域率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	62%	64%
想定平均焼失率	約 6%	約 5%	約 4%	約 3%	約 3%	約 2%	約 2%	~

3) 延焼抵抗率から算出する方法 (割愛します)

(2) 避難困難性に関する評価指標：地区内閉塞度

地震時の建物倒壊による道路閉塞などのため、地区内住民等が地区外へ避難することが困難となる危険性を表す指標として、国土交通省が提案している「地区内閉塞度」を、市街地の危険性の判定や整備目標に活用することとしています。

地区内閉塞度は、被災場所から、細街路（幅員6m未満の道路・通路等）、主要生活道路（幅員6m以上）を経て地区の周縁部に至るまでに、建物倒壊の影響、火災の影響を受けずに避難できる確率を算定するものです。地区面積、主要生活道路の延長、細街路延長等、地区の実際の数値に応じて市街地をモデル化（単純化）し計算を行います。計算結果は5段階で評価され、1または2であれば閉塞危険性は小さいと判定されます。



◆地区内閉塞度の算定に必要となるデータ

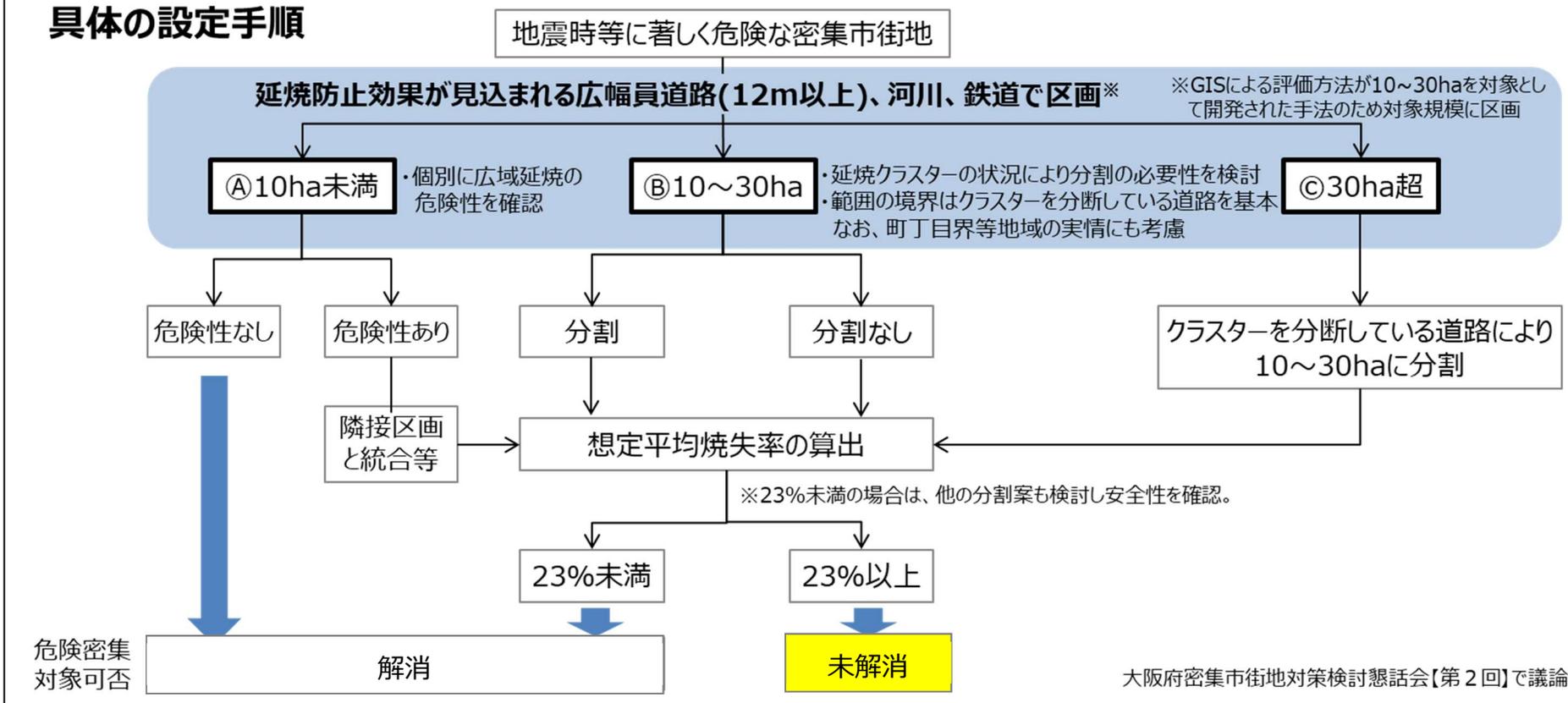
- 1) 評価対象地区で囲む延焼遮断帯で囲まれた最短距離(m)
- 2) 地区面積(ha)
- 3) 主要生活道路延長(m)
- 4) 両端接続細街路延長(m)
- 5) 両端接続細街路のうち幅員4m以上の延長
- 6) 行止り解消細街路延長(m)
- 7) 評価対象地区総敷地数
- 8) 昭和45年以前の木造・防火造棟数(棟)
- 9) 昭和46～56年以前の木造・防火造棟数(棟)
- 10) 耐震改修等実施済み棟数(棟)

5 GISにより想定平均焼失率を算出する場合の評価範囲の設定手順（大阪府作成）

基本的な考え方

- ① 評価範囲の境界は、延焼クラスターを分断している道路等を基本とする。
 なお、クラスターを分断していない道路等を境界とする場合は、事業により分断が予定されていることが必要。
- ② 評価範囲の面積は原則10～30haとする。
- ③ 上記を踏まえ、地域の実情に応じて、各市が評価範囲を設定。

具体的設定手順



大阪府密集市街地対策検討懇話会【第2回】で議論

6 住生活基本計画（全国計画）について《密集市街地関連部分の概要》

- 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 15 条第 1 項に規定する国民の住生活の安定確保及び向上促進に関する基本的な計画で、おおむね 5 年ごとに見直されます。

○住生活基本計画（全国計画）（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）

【計画期間】平成 23 年度～平成 32 年度

《密集市街地整備の関連箇所の抜粋》

第 2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標並びにその達成のために必要な基本的な施策

目標 1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

1) 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備

大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る。

【指標】

[基礎的な安全性の確保]

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

【約 6,000ha(平 22) → おおむね解消(平 32)】

【基本的な施策】

- 延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。(以下略)

○住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）

【計画期間】平成 28 年度～平成 37 年度

《密集市街地整備の関連箇所の抜粋》

第 2 目標と基本的な施策

目標 8 住宅地の魅力の維持・向上

国土強靱化の理念を踏まえ、火災や地震、洪水・内水、津波・高潮、土砂災害等の自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進

【基本的な施策】

密集市街地の改善整備や無電柱化の推進、ハザードマップの積極的な情報提供、タイムラインの整備と訓練等により居住者の災害時の安全性の向上を図る。

【成果指標】

- ・地震時等に著しく危険な密集市街地の面積

約 4,450ha(平成 27 速報) → おおむね解消(平成 32)

○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）

【計画期間】令和3年度～令和12年度

≪密集市街地整備の関連箇所の抜粋≫

第2 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策

目標2 頻発・激甚化する災害ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

(1) 安全な住宅・住宅地の形成

(基本的な施策)

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進

(成果指標)

- ・危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率
面積：約2,220ha（令和2）→おおむね解消（令和12）
地域防災力の向上に資するソフト対策：約46%（令和2）→100%（令和7）

7 国土交通省「地震時等に著しく危険な密集市街地」の公表【抜粋】

国土交通省では、住生活基本計画（全国計画）において位置づけた「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、全国の市町村を対象に地区数及び面積等を調査した結果を平成24年10月12日に公表しています。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」について

国土交通省資料1)

平成24年10月12日

都市局都市安全課

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

地震防災対策上多くの課題を抱える密集市街地の改善は都市の安全確保のため喫緊の課題であり、昨年3月15日に閣議決定をした住生活基本計画（全国計画）において、「地震時等に著しく危険な密集市街地の面積」約6,000haを平成32年度までに概ね解消するとの目標を定めたところです。

この度、全国の市区町村を対象に調査を実施し、「地震時等に著しく危険な密集市街地」について、地区数及び面積を詳細に把握し、結果を取りまとめましたので公表します。

（1）調査概要

調査対象：全国の市区町村

調査方法：「地震時等に著しく危険な密集市街地」の地区概要、面積等について、調査票を配布して回収。

（2）「地震時等に著しく危険な密集市街地」の判断と基準

密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時等において最低限の安全性を確保することが困難である、著しく危険な密集市街地を把握。

※最低限の安全性確保のための当面の目標として、地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼せず、避難が困難とならないこととし、具体的には、地震時等における市街地大火の危険性を判断する基準として従来から用いている「延焼危険性」の指標に加え、地震時等における避難の困難さを判断する基準として「避難困難性」の指標を併せ考慮するとともに、個々の地域の特性を踏まえて、各地方公共団体が「地震時等に著しく危険な密集市街地」としての位置づけの要否を判断。

（3）調査結果概要

「地震時等に著しく危険な密集市街地」は全国に197地区（5,745ha）。市区町村別の内訳は別紙1のとおり。（平成24年3月1日時点）

これらの地区における地方公共団体の取組みについては別紙5のとおり。

添付資料

別紙1:「地震時等に著しく危険な密集市街地」の地区数・面積一覧(PDF ファイル 58KB) 

別紙2:市区町村の問い合わせ先一覧(PDF ファイル 61KB) 

別紙3:東京都の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域図(PDF ファイル 383KB) 

別紙4:大阪府の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域図(PDF ファイル 465KB) 

別紙5:地方公共団体における密集市街地の改善に向けた取り組み状況(PDF ファイル 83KB) 

別紙6:用語解説(PDF ファイル 82KB)

お問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室課長補佐 羽入 久仁

TEL:03-5253-8111（内線 39673）直通 03-5253-8517 FAX:03-5253-1631

別紙 1

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の地区数・面積一覧

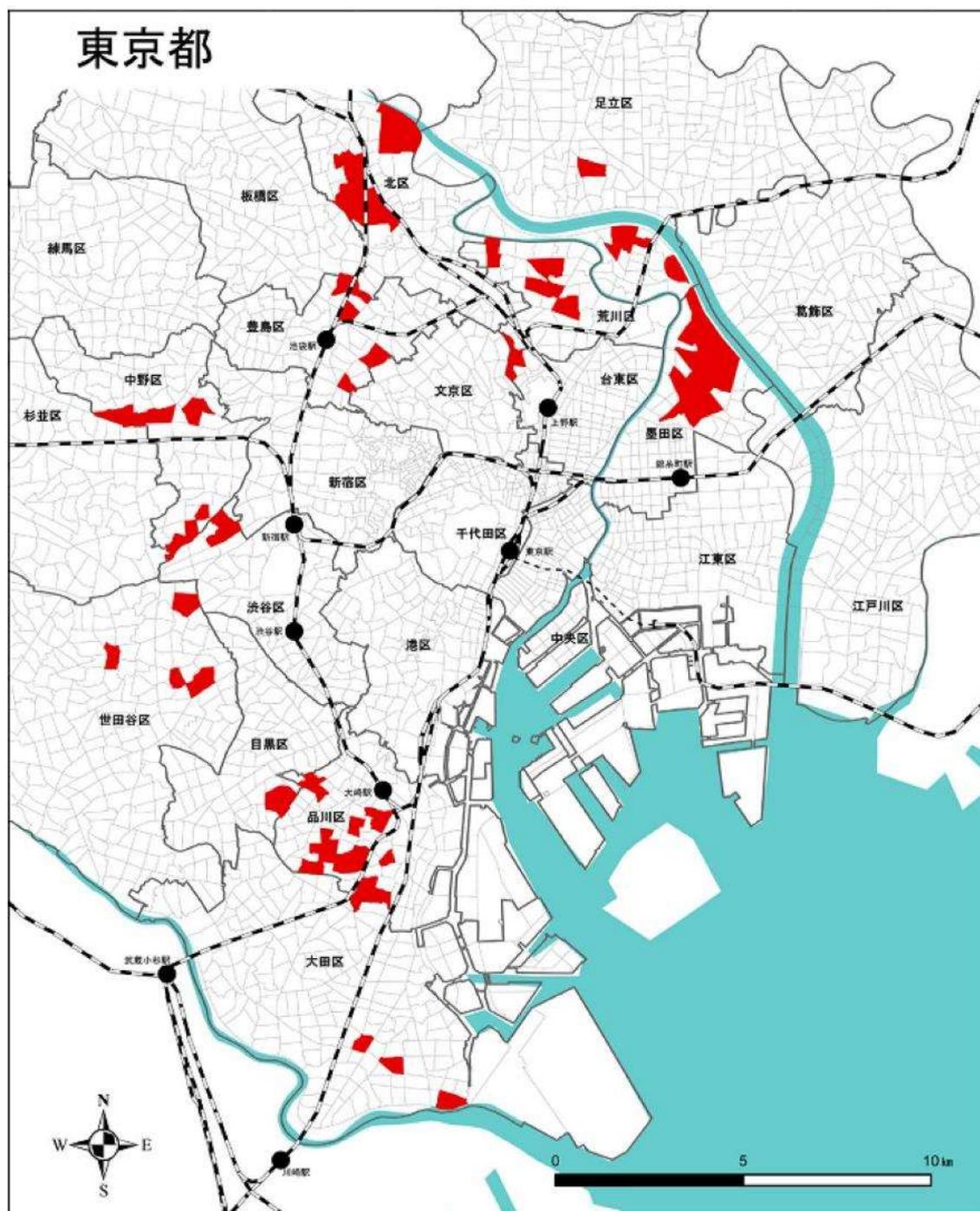
<市町村別概要>

(H24.3.1時点)

都道府県	地区数	面積	市町村	地区数	面積
北海道	-	-	-	-	-
青森県	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-
埼玉県	2地区	54ha	川口市	2地区	54ha
千葉県	1地区	9ha	浦安市	1地区	9ha
東京都	113地区	1,683ha	文京区	1地区	13ha
			台東区	3地区	29ha
			墨田区	19地区	389ha
			品川区	23地区	257ha
			目黒区	3地区	47ha
			大田区	4地区	61ha
			世田谷区	6地区	104ha
			渋谷区	3地区	45ha
			中野区	9地区	152ha
			豊島区	5地区	84ha
			北区	21地区	270ha
			荒川区	8地区	126ha
			足立区	8地区	107ha
			横浜市	23地区	660ha
神奈川県	25地区	690ha	川崎市	2地区	30ha
新潟県	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-
愛知県	3地区	104ha	名古屋市	2地区	87ha
			安城市	1地区	17ha
三重県	-	-	-	-	-
滋賀県	2地区	10ha	大津市	2地区	10ha
京都府	13地区	362ha	京都市	11地区	357ha
			向日市	2地区	5ha
大阪府	11地区	2,248ha	大阪市	1地区	1,333ha
			堺市	1地区	54ha
			豊中市	2地区	246ha
			守口市	2地区	213ha
			門真市	1地区	137ha
			寝屋川市	3地区	216ha
			東大阪市	1地区	49ha
兵庫県	4地区	225ha	神戸市	4地区	225ha
奈良県	-	-	-	-	-
和歌山県	2地区	13ha	橋本市	1地区	5ha
			かつらぎ町	1地区	8ha
鳥取県	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-
徳島県	8地区	30ha	鳴門市	2地区	3ha
			美波町	4地区	24ha
			牟岐町	2地区	2ha
香川県	1地区	3ha	丸亀市	1地区	3ha
愛媛県	1地区	4ha	宇和島市	1地区	4ha
高知県	4地区	22ha	高知市	4地区	22ha
福岡県	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-
長崎県	4地区	262ha	長崎市	4地区	262ha
熊本県	-	-	-	-	-
大分県	2地区	26ha	大分市	2地区	26ha
宮崎県	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-
沖縄県	1地区	2ha	嘉手納町	1地区	2ha
	197地区	5,745ha		197地区	5,745ha

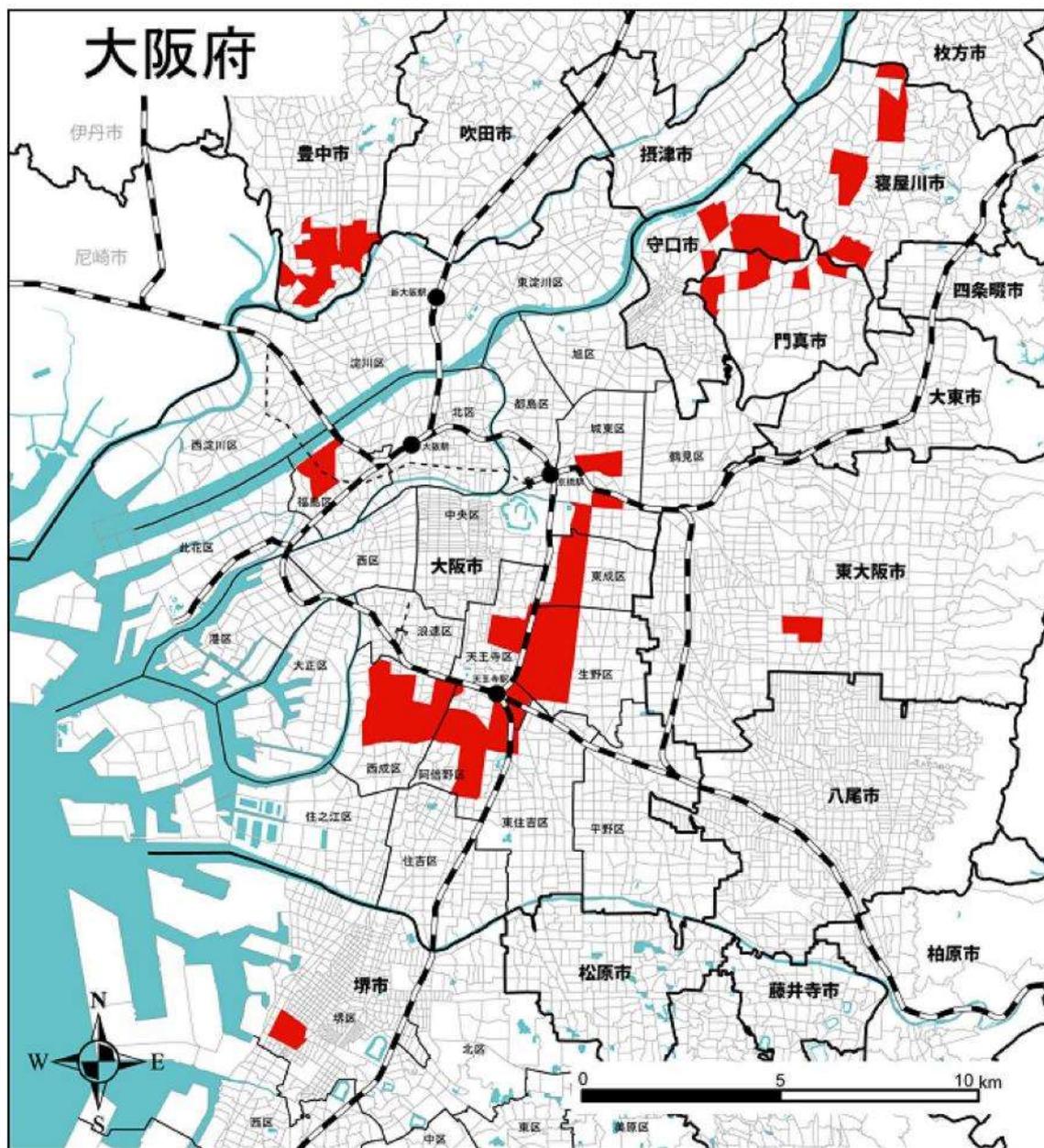
(注1)面積は小数点1桁で四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

別紙3 東京都の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域図



 地震時等に著しく危険な密集市街地

別紙 4 大阪府の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の区域図



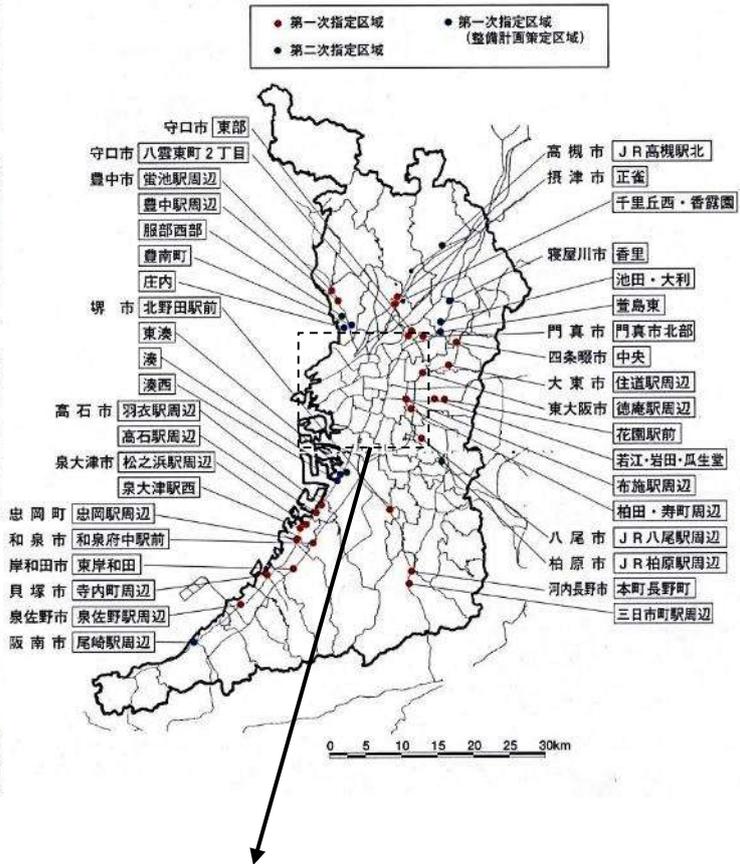
地震時等に著しく危険な密集市街地

8 災害に強いすまいとまちづくり促進区域及び防災性向上重点地区の一覧表及び位置図

〔本資料は災害に強いすまいとまちづくり促進区域の一次、二次指定の状況を示したものであり、現在の地区はP.43を参照〕

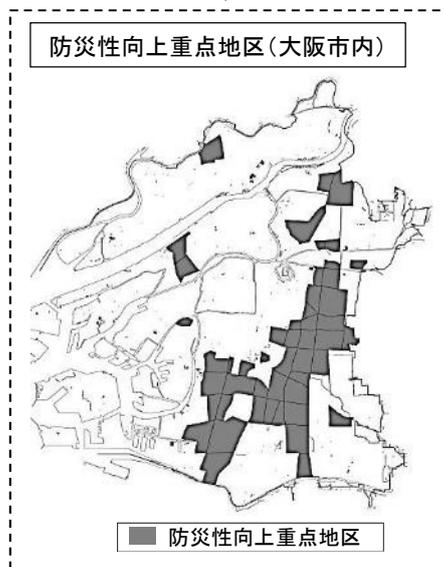
■ 災害に強いすまいとまちづくり促進区域の一覧表及び位置図

〔一次指定〕 (H9.3.24) (単位はha)			〔二次指定〕 (H11.6.30) (単位はha)			
市町名	地区名	概ねの面積	市町名	地区名	概ねの面積	
豊中市	庄内	425	豊中市	服部西部	16	
	豊南町	80		高槻市	J R高槻駅北	3
	豊中駅周辺	14		柏原市	J R柏原駅周辺	5
	蛍池駅周辺	6		堺市	東湊	2
摂津市	千里丘西	5	計4市・4地区 26ha			
	香露園	5				
守口市	正雀	12	〔区域変更〕 (H14.9.20) (単位はha)			
	東部	397	市町名	地区名	概ねの面積	
門真市	北部	461	東大阪市	変更前 岩田・瓜生堂	38	
	寝屋川市	豊島東		変更後 若江・岩田・瓜生堂	59	
大東市	香里	133	(H15.3.25) (単位はha)			
	池田・大利	66	市町名	地区名	概ねの面積	
四條畷市	住道駅周辺	46	摂津市	変更前 千里丘西	5	
	中央	34		変更後 千里丘西・香露園	26	
東大阪市	徳庵駅周辺	19	合計			
	岩田・瓜生堂	38	計19市町・36地区 2,358ha	計21市町・39地区 2,421ha		
	花園駅前	9				
	布施駅周辺	39				
八尾市	柏田・寿町周辺	22				
	J R八尾駅周辺	65				
河内長野市	三日市町駅周辺	10				
堺市	本町長野町	5				
	湊	18				
高石市	湊西	35				
	北野田駅前	5				
和泉市	高石駅周辺	46				
泉大津市	羽衣駅周辺	53				
泉佐野市	和泉府中駅前	5				
	泉大津駅西	50				
岸和田市	松之浜駅周辺	5				
貝塚市	忠岡駅周辺	9				
泉佐野市	岸和田	7				
阪南市	寺内町周辺	106				
	泉佐野駅周辺	31				
	尾崎駅周辺	31				



■ 防災性向上重点地区 (大阪市内)

市名	地区名	概ねの面積
大阪市	防災性向上重点地区	3,800ha



用語の解説

本文中の※印のついている用語の解説です。

○大阪府インナーエリア再生指針

大阪市周辺のインナーエリアの再生や密集市街地の緊急整備に取り組むための指針として、府が平成15年3月に策定。国の都市再生プロジェクト「密集市街地の緊急整備」に対応して、大火の可能性の高い危険な密集市街地で重点的に整備すべき地区「アクションエリア」（7市11地区935ha、(大阪市を除く)）を選定するとともに、その後10年間（平成24年度）を目標として整備目標、取組みの方向性等が示したものの。

「木造密集市街地の整備改善」に関する部分が「大阪府密集市街地整備方針」に引き継がれており、現在、本指針は行政計画としての位置づけはない。

○大阪府建築防災啓発員制度

大阪府と包括連携協定等を締結している企業・団体の社員等で研修を受けた者を、「大阪府建築防災啓発員」として認定する制度で、啓発員は、職場や地域において住宅・建築物の耐震化や感震ブレイカーの必要性等の防災に関する知識の普及啓発を行う。

○延焼遮断帯

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と呼びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。

○火災防ぎょ計画

木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性が高い地域として指定された地域において、効率的に消防活動を行うため、事前に策定しておく計画。

○感震ブレイカー

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレイカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。感震ブレイカーの設置は、不在時やブレイカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段。

○固定資産税の住宅用地の特例措置

土地に対する固定資産税が課税される年の1月1日（賦課期日）において、住宅やアパート等の敷地として利用されている土地（住宅用地）についての特例措

置で、小規模住宅用地(200平方メートル以下の部分)については課税標準の6分の1となる。

○災害に強いすまいとまちづくり促進区域

密集市街地のうち、建築物の不燃化・耐震化の促進と、住宅・住環境や都市基盤施設の整備を総合的に行うことにより、災害に強いすまいとまちづくりを促進するため、大阪府災害に強いすまいとまちづくり推進要綱（平成9年3月）に基づき指定されている区域。現在、11市20地区、約2,072haを指定。（一覧表及び位置図はP.43を参照）

○OGIS

地理情報システム（Geographic Information Systemの略）。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

○住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

密集市街地の防災性と住環境の向上を図るため、市町村の行う建替え促進、公共施設の整備等に要する費用に対して、国が補助する事業。

○準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために都市計画法で定められた地域。建築基準法では、一定規模以上の建物は耐火建築物または準耐火建築物にすることや、屋根の構造や延焼の恐れのある外壁の開口部などに対し、規制が定められている。

○想定平均焼失率

市街地大火の危険性を判定するための市街地の「燃え広がりやすさ」を表す指標で、評価範囲内の1棟で出火があった場合、延焼がどの程度広がるかを評価する期待値を示す。算出方法は、1) GISを用いて算出する方法、2) 不燃領域率から算出する方法、3) 延焼抵抗率から算出する方法がある。

（※詳細はP.44を参照）

○地区内閉塞度

建物倒壊による道路閉塞または火災による延焼の影響を受けずに、被災場所から地区外に避難できる確率。

対象地区の面積、幅員 6m 以上の道路延長、細街路の延長等のデータを基に計算される。計算結果が 5 段階中、1 または 2 であれば対象地区の閉塞する危険性は小さいとされている。

（＊詳細は P.46 を参照）

○地区防災計画

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動について定めたもの。平成 25 年の災害対策基本法において「地区防災計画制度」が創設された。

○地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

○不燃領域率

市街地大火の危険性を判定する上で重要な指標で、市街地の「燃え広がりにくさ」を表すもので、建物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出する。

不燃領域率が 40% 以上で焼失率は急激に低下し、20～25% 程度となり、不燃領域率が 70% を超えると市街地の焼失率はほぼ 0 となる。（＊詳細は P.45 を参照）

○防災街区整備地区計画

密集市街地内の土地の区域において、延焼防止及び避難の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われるよう都市計画に定めることができるもので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 32 条に規定されている。

○ワークショップ

地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動。



大阪府建築部 建築防災課

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 27階

TEL 06(6941)0351

ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/misshu/>



令和3(2021)年3月発行